

# 川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくにはコーポレートガバナンスを確立していくことが必須である。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力する。

コーポレートガバナンスについては、グループ企業行動憲章、川崎汽船企業行動憲章実行要点に定めるほか、本ガイドラインの定めるところによる。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使でき、株主の実質的な平等性が確保されるようにするため、以下各条に定める方策を実施する。

### (株主の権利確保)

第1条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、次の各号に定める方策を実施する。

- 一 株主総会後に議決権行使結果の分析を行い、相当数の反対票が投じられた会社提案議案についてその理由の解明に努め、必要に応じて株主との対話などの対応を行う。
- 二 株主が株主名簿等の閲覧請求や各種の差止請求など株主の権利を行使する場合には、その権利行使が事実上妨げられることのないよう、当社内での手続きを迅速に進めるなど十分な配慮を行う。

### (株主総会と議決権尊重)

第2条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、次の各号の対応を行う。

- 一 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、必要に応じ適確に提供する。
- 二 株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前を目安に発送する。また、発送に先立って招集通知をTDnet及び当社ウェブサイトにて電子的に公表する。
- 三 株主へ提供する情報の正確性の確保や株主の株主総会議案に係る検討期間の確保等の

観点を考慮したうえで、できる限り集中日を避けて株主総会を開催するよう努める。

四 株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、議決権行使書面の送付に加え、議決権行使プラットフォーム及び議決権行使ウェブサイトを利用し、また招集通知全体の英訳を行う。

五 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合への対応について、証券代行会社と検討を行う。

(政策保有株式に関する方針)

第 3 条 取引関係や業務提携関係の維持・強化を目的として保有する他社の上場株式(以下「政策保有株式」という。)については、以下各号のとおり取り扱う。

一 取締役会は、独立した客観的な立場から少なくとも年 1 回、個別の政策保有株式について保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスク、経済合理性などを資本コストも勘案しつつ具体的に精査し、保有の適否の検証を行うとともに、検証の内容や考え方等について開示を行うものとする。

二 政策保有株式の議決権の行使に当たっては、政策保有の目的に照らし当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する議案であるかを精査し、必要に応じて発行会社との対話を行ったうえで賛否を決定する。

(政策保有株式への対応)

第3条の2 当社の株式を政策保有する会社(以下「政策保有株主」という)に対しては、当社は以下各号のとおり対応することとする。

一 政策保有株主から当社株式の売却の意向が示された場合には、当該政策保有株主の意向を尊重し、当該売却等を妨げる行為は行わないものとする。

二 政策保有株主との取引の実施又は継続を判断するにあたっては、経済合理性を検証したうえで取引を継続するものとし、当社や株主の共同利益に反する取引を行わないものとする。

(公開買付けに対する対応)

第 4 条 当社株式が公開買付けに付された場合には、株主の利益に影響を与える可能性があることから、当社取締役会としての考え方を速やかに取りまとめ、株主に開示する。

(支配権の変動等をもたらす資本政策に関する対応)

第 5 条 増資等の支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際は、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会及び監査役はその必要性・合理性を検討するものとする。検討にあたっては、取締役会及び監査役は独立社外役員の意見を聴取するなど適正な手続きを確保する。また、実施の目的等の情報開示を適時に行うなど株主への十分な説明に努める。

(関連当事者間の取引)

第6条 当社が当社の主要株主(議決権10%以上)又は、当社の役員との取引を行う場合には、決裁基準規程の定めるところにより取締役会への付議・報告を行うものとする。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第7条 当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な対話と協働と、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示)

第8条 当社は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報及びサステナビリティを巡る課題への取組み等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。これらの開示、情報提供にあたっては、利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう留意する。

(適切な監査)

第9条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適切な監査の確保に向けて次の対応を行う。

- 一 監査役会は、①外部会計監査人候補の選定と外部会計監査人の評価に関する「外部会計監査人の評価基準」の策定、及び②「外部会計監査人评价基準」に基づく、外部会計監査人の独立性と専門性に関する評価を行う
- 二 取締役会及び監査役会は、①十分な監査時間の確保、②社長執行役員と外部会計監査人との面談の機会の確保、及び③外部会計監査人と監査役、内部監査室との面談の機会の確保を行う
- 三 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、監査役が対応に当たる

### 第5章 取締役会等の責務

(取締役会の責務)

第 10 条 取締役会は、企業価値、株主共同の利益の中長期的な増大を図るため、以下各号に掲げる業務を行う。

- 一 経営理念、ビジョン、中期経営計画等、会社の経営方針、経営戦略に関する事項を検討し、決定することにより、会社の戦略的方向付けを行うこと。
- 二 前号に掲げる事項のほか、次条各号により取締役会が決定することと定められている事項について、経営方針、経営戦略等を踏まえて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行ったうえで決定を行い、取締役会への報告を要する事項についての報告を受けること。
- 三 取締役及び執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うため、執行役員からの健全な企業家精神に基づく提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、取締役及び執行役員の迅速・果斷な意思決定を支援すること。
- 四 取締役及び執行役員の職務の執行を、独立した客観的な立場から監督すること。また、経営計画の進捗状況のモニタリングを行い達成状況を評価すること。仮に経営計画が達成できなかったときは、原因を分析して今後の計画に反映させるとともに、株主に開示を行うこと。
- 五 意思決定過程の合理性を担保するため、リスク管理体制及び内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制を整備、改善すること。
- 六 受託者として、株主に対して経営に関する説明責任を果たすこと、また適時かつ正確な情報開示が行われるよう、取締役を監督すること。

(取締役会における決定事項)

第 11 条 取締役会において決定すべき事項は以下各号に定めるものとする。当社は、取締役会において重要な業務執行の意思決定を行うこととし、それ以外の業務執行上の決定は決裁基準規程の定めに従い執行役員に委ね、取締役会は執行状況のモニタリングを行う。

- 一 法令上取締役会が定めることとされている事項
- 二 前条第 1 号に定める事項及び単年度予算
- 三 決裁基準規程等重要社則
- 四 会社が重大な法令違反を犯した場合における対応方針等
- 五 重要な訴訟に関する事項
- 六 前各号の事項と同視できる程度の重要事項

(後継者計画)

第 12 条 取締役会は、社長執行役員の後継者の計画について、指名諮問委員会に現職の社長執行役員が每期策定する原案を審議させ、その結果の報告を受け、原案の妥当性を確認する。

(取締役及び経営陣幹部の報酬)

第13条 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役・執行役員の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

2 社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならない。かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。

3 取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とする。

4 取締役及び執行役員の報酬は、報酬諮問委員会において第1項及び第2項に定める方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準について審議し決議のうえ取締役会に答申するものとし、取締役会で決定する。

5 当社は、取締役に対して支払われた報酬の額について、法令に従い開示する。

(役員 の 資 質)

第14条 取締役、監査役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。監査役には、財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するとともに、最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならない。さらに第17条に定める独立社外取締役については、本ガイドライン第18条に定める役割・責務を遂行しうる者とする。

2 執行役員には、海運業に精通し、国際感覚、ビジネス感覚を備え、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。執行役員の再任に当たっては、担当部門の業績等も考慮する。

3 取締役会は、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際しては、かかる多様性に配慮する。取締役の人数は当面8~10名程度とし、3分の1以上を独立社外取締役とする。

4 取締役候補者、執行役員候補者及び監査役候補者は、本条を踏まえ、指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議及び答申を経たうえで、かつ監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定する。

5 執行役員の解任は、指名諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会で決定するものとする。

(監査役・監査役会)

第15条 監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において判断を行わねばならない。また、自らの守備範囲を

過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べなければならない。

2 監査役会は、社外取締役が独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保しなければならない。

(受託者責任)

第 16 条 取締役・監査役及び執行役員は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動しなければならない。

(社外役員の独立性判断基準)

第 17 条 取締役会は、社外役員の独立性判断基準を別途定める。この基準に合致した社外役員を独立社外役員という。

2 取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員の候補者として選定するよう努めなければならない。

(独立社外取締役の役割・責務)

第 18 条 独立社外取締役の役割・責務は、以下各号に定めるとおりとする。

- 一 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと。
- 二 経営陣のパフォーマンスを随時評価し、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会のメンバーとして経営陣の指名、報酬について意見を表明すること。
- 三 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- 四 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること。
- 五 経営陣・支配株主等から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること。

(筆頭独立社外取締役)

第 19 条 独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定する。

2 筆頭独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整、監査役・監査役会との連携に当たる。

(社外役員会議)

第 20 条 社外取締役及び監査役は、定期的に社外役員会議を開催し、情報交換と認識の共有を図るものとする。

(指名諮問委員会・報酬諮問委員会)

第 21 条 当社は、取締役会の諮問委員会として、以下の要領で、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を置く。

2 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員は、独立社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員とする(委員長は独立社外取締役の委員の互選により選出する)。

3 指名諮問委員会は取締役会からの諮問を受け、次の事項について審議する。

- 一 役員選任及び解任案についての妥当性
- 二 社長執行役員の後継者計画
- 三 その他取締役会から役員の選任及び解任に関して諮問を受けた事項

4 報酬諮問委員会は取締役会からの諮問を受け、次の事項について審議する。

- 一 役員報酬の制度設計
- 二 役員報酬の水準
- 三 その他役員報酬に関して取締役会から諮問を受けた事項

5 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の運用に関する規則はそれぞれ別に定める。

(取締役会実効性評価)

第 22 条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

(取締役会事務局)

第 23 条 取締役会が自由闊達で建設的な議論のなされる環境となるよう、取締役会事務局は以下各号を実施するものとする。

- 一 取締役会資料を早期に準備することに努め、遅くとも取締役会開催日の 2 営業日前までに全ての資料を閲覧できる状態にすること。
- 二 取締役会資料が、審議を行うために十分な内容を備えていることを確保すること。
- 三 社外取締役には事前に各議案の説明を行うこと。
- 四 開催頻度を適切に設定し、各回の審議時間を十分に確保すること。
- 五 事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知すること。

(取締役・監査役に対する支援体制)

第 24 条 社外役員を含む取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役会事務局とは別個の組織として、適切な人員及び予算を付与された社外取締役事務局を設置する。
- 3 当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査役会事務局を設置する。
- 4 社外を含む取締役及び監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
- 5 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。

#### (内部監査グループ)

- 第 25 条 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持向上に係る取締役会の責務遂行を支援する。
- 2 内部監査グループは四半期毎に取締役会への定例報告を行い、また必要に応じて臨時報告を行うなど取締役会との連携を確保する。
  - 3 監査役会は、子会社等への往査を内部監査グループと協働で行うなど、内部監査グループと日常的に連携するよう努める。

#### (取締役のトレーニング)

- 第 26 条 当社の新任取締役は、就任後 3 か月以内に、会社法や金融商品取引法等に係る法的責任を中心とした外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。会社は、新任取締役に取締役の責務について解説した図書を支給するものとする。
- 2 当社の取締役及び監査役は、競争法、インサイダー取引規制、反贈収賄等のコンプライアンスに関する研修を毎年受講しなければならない。
  - 3 当社は、社外取締役、社外監査役に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき、所管部署又は担当役員等から説明を行い、十分な理解形成に努めねばならない。
  - 4 社外役員を含む当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

## 第 6 章 サステナビリティを巡る課題への取り組み

当社グループは安全運航、環境保全、人材育成などのサステナビリティを巡る課題への主体的な取り組みが、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であることを認識し、中長期的な企業価値の向上につながるよう積極的・能動的に取り組む。



(サステナビリティ経営推進委員会)

第 27 条 当社のサステナビリティ経営の推進体制の審議策定及び下部組織を統括するよう社長執行役員を委員長とするサステナビリティ経営推進委員会を設置する。

(安全運航)

第 28 条

海運業を営む上で安全運航の確立・維持は不変の使命であり、当社グループでは、企業理念やビジョンにおいて「安全で最適なサービス」を謳い、安全運航による社会への貢献を果たすために「安全運航体制の充実」「船舶管理体制の強化」「海事技術者の確保・育成の強化」の三本柱を進めていくこととする。

(環境保全)

第 29 条

当社グループは、事業活動が地球環境に負荷を与えることを自覚し、それを最小限にすべく環境憲章にその決意を掲げるとともに、この環境規制を正しく認識し、遵守する。

2 事業における環境負荷を特定し、最小化する継続的な改善を行っていくため ISO14001 に基づいた環境マネジメントシステム (EMS) を構築し運用していくこととする。

3 環境保全に関わる長期指針「KLINE 環境ビジョン 2050」で定めた方向性の下、グループ全体で環境マネジメントを推進するために「DRIVEGREEN NETWORK」を構築し運用することとする。

(人材育成)

第 30 条

当社は 100 年の歴史の中で挑戦と価値創造を支えてきた KLINE スピリット (自主独立、自由闊達、進取の気性) と 4 つの価値観 (「安全で最適なサービス」、「公正な事業活動」、「変革への飽くなきチャレンジ」、「人間性の尊重」) を体現しうる人材層を構築するため、会社から及び社員間での働きかけの両輪による人材の育成を進める。

## 第7章 株主等との目的を持った対話

当社は、株主等との建設的な対話に努め、その促進のための体制整備、取組みに関する方針を別途定める。

(株主等との対話窓口)

第 31 条 株主等との対話、面談への対応窓口はサステナビリティ・環境経営推進・IR・広報グループとし、長期的視点からの建設的な対話を求める株主に対しては、必要に応じて投資家説明会などにおいて対話の機会を設定し、出席者の調整を図る。

(株主等との目的を持った対話)

第 32 条 サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報を統括する執行役員は、株主等との対話全般について総括を行い、建設的な対話を実現するよう目配りを行う。

2 サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報、経営企画、総務、財務、法務、会計各部門の担当者をメンバーとする「ステークホルダーとの対話・協働に係る事務局」を設置し、株主等との対話を補助する各部門の有機的連携を図る。

3 個別面談以外にも、証券会社が主催する個人向け投資家説明会への参加や、ウェブサイトを活用した IR 活動などを行う。

4 対話において把握された株主等の意見・懸念を経営陣幹部等に対して適切かつ効果的にフィードバックするため、当該意見・懸念を受領した場合、その内容を「ステークホルダーとの対話・協働に係る事務局」に報告し、事務局が内容の重要性等に応じて適宜取りまとめて取締役会等に報告する。

5 株主等との対話に際して、インサイダー情報が漏洩するのを防止するため、株主等との個別面談や投資家説明会を行う際には、インサイダー情報の有無を確認し、その点に言及しないように留意する。

## 第 7 章 企業年金運用

(企業年金運用)

第 33 条 当社は、当社の企業年金（確定給付企業年金）がアセットオーナーとして期待される機能を適切に発揮できるよう、適切な人員配置等の取組みを行い、その取組みの内容を開示するものとする。また、加入者と当社との間に利益相反が生じないように適切に管理するものとする。

以上

制定：2015年11月27日

改正：2018年12月21日

補訂：2019年4月1日

2020年2月1日

2021年4月1日

改正 2021年12月17日

改正 2022年4月28日

補訂 2022年7月8日